

強化委員会規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（目的）

1. 本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）の強化委員会（以下「委員会」という。）に関する組織および運営について定める。
2. 委員会は、デフリンピックおよび世界デフゴルフ選手権大会でのメダル獲得を目標に、競技力向上および選手強化を行うことを目的とする。

第2条（審議事項）

委員会の業務は以下の事項とする。

- (1) 強化に関する重要な方針の策定と実施に関する事項
- (2) 強化指定選手の選考に関する事項
- (3) 強化指定選手の強化計画策定と実施に関する事項
- (4) J P C及び全日本ろうあ連盟スポーツ委員会との連絡・調整
- (5) その他強化に関する重要な事項

第3条（委員）

1. 本協会の理事会は、理事または会員の中から、委員会を構成する委員（次項にて定める外部委員を除く。）3名以上6名以内を選任する。
2. 前項に基づき選任された委員は、速やかに委員会を開催し、互選により委員長を選定するとともに、コーチおよび公認トレーナー（以下、総称して「外部委員」といい、前項に基づき選任された委員と併せて、以下、単に「委員」という。）を選任する。
3. コーチおよびトレーナーの選任にあたっては、以下の基準を満たす者を選任する。
 - (1) コーチの選任にあたっては、公益社団法人日本プロゴルフ協会のティーチングプロの有資格者で、聴覚障がい者に理解があり、指導者として優秀な資質を有していること。
 - (2) トレーナーの選任にあたっては、国家資格（鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、理学療法士）の有資格者で聴覚障がい者に理解があり、選手の体調やケガの予防のためのケア、リハビリなどを専門的立場でサポートする役割を担えること。

第4条（委員会）

1. 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
2. 委員会の議長は、委員長とする。
3. 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係

を有する委員は、議決権を有しない。

4. 委員長が必要と認めたときは、委員会において委員以外の者を参考人として出席させ、意見または説明を聴くことができる。

第5条（委員の任期）

委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6条（守秘義務）

委員は、委員会の業務の過程において知った秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2023年10月11日から施行する。